

第 8 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成23年11月18日

(平成22年度決算)

(不適正経理に関する報告・審査取りまとめ)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年11月18日（金曜日）

午前9時28分開議  
 午前10時49分休憩  
 午前11時0分開議  
 午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証結果報告
- ① 各任命権者検証推進本部等報告  
 ② 質疑応答
- (2) 「第3 歳入確保と予算執行」について
- (3) 「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」について

出席委員(11人)

委員長 藤川 隆夫  
 委員 早川 英明  
 委員 岩下 栄一  
 委員 城下 広作  
 委員 松田 三郎  
 委員 鎌田 聡  
 委員 池田 和貴  
 委員 田代 国広  
 委員 松岡 徹  
 委員 淵上 陽一  
 委員 高木 健次

欠席委員(2人)

副委員長 守田 憲史  
 委員 村上 寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

政策審議監 岡村 範明

人事課長 古閑 陽一

出納局

会計管理者兼出納局長 中山 寛

首席審議員兼会計課長 田上 勲

企業局

次長兼総務経営課長 古里 政信

病院局

総務経営課長 田原 牧人

教育委員会

次長 松永 正男

教育政策課長 田中 信行

警察本部

警務部長 金高 弘典

参事官兼会計課長 田上 隆章

監査委員事務局職員出席者

局長 本田 恵則

首席審議員兼監査監 山中 和彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆彦

議事課参事 小池 二郎

午前9時28分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、ただいまから第8回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、執行部から、物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証結果の報告の申し出がありましたので、報告を受けた後質疑を行います。その後、第2回から第7回までの審査の取りまとめを行います。

それでは、これより各任命権者の検証推進本部等から順次報告をお願いします。

まず初めに、検証全体について知事部局等検証推進本部長から総括説明をお願いします。

初めに、中山会計管理者。

○中山会計管理者 おはようございます。会計管理者の中山でございます。

ことし4月から、不適正経理再発防止策の取り組みについて、全庁的に検証を行ってまいりました。今回の検証は、5つの任命権者ごとに行っておりますが、その全体の概要について、私が代表して御説明したいと思います。

お手元に、今月12日の検証委員会で決定されましたそれぞれの任命権者の報告書5冊と、それらを要約しました検証報告の概要があると思いますが、その概要版で説明させていただきます。

まず、1ページの検証の概要でございます。

検証の目的は、平成20年度のいわゆる自主調査、それから平成21年度の会計検査院の实地検査で明らかになりました本県の不適正な経理処理の問題に関しまして、平成21年3月に策定しました再発防止策の取り組みについて検証し、その成果と課題を明らかにして、さらなる再発防止策の充実につなげるものがございます。

次に、検証の実施体制ですが、検証に当たっては、企画、調査、評価といったすべてのプロセスに外部の目を入れて行うため、民間の有識者、弁護士、公認会計士、税理士の3名で構成する検証委員会を設置しまして、あわせて庁内組織として、それぞれの任命権者ごとに検証推進本部等を設置して取り組んでまいりました。

次に、検証の内容等ですが、大きくは2つの調査を行っております。

表の上の段ですが、再発防止策の取り組み状況等としまして、再発防止策の取り組み状況や職員の意識などについて、全所属を対象とした調査を行っております。

表の下の段ですが、経理処理の状況としま

して、会計検査院の手法に準じた県の会計書類と業者帳簿の照合による全数調査、悉皆調査を行っております。

これらの調査内容、手法などのすべてについて、検証委員会の指導、助言のもとに審議、決定していただいております。なお、検証委員会は公開を原則としております。

次に、調査の対象としましては、年度は21、22年度でございます。これは再発防止策策定以降であります。対象機関は、県すべての306所属、対象業者は、県と物品納入等の取引実績がある6,360業者です。対象費目は、一般需用費及び備品購入費であります。対象件数は、約16万件としております。これは支出命令件数でございます。

2ページをお願いいたします。

続きまして、検証の結果でございます。

まず、再発防止策の取り組み状況調査の結果でございます。

再発防止策の取り組み状況につきましては、すべての所属で取り組みを進められていたことが認められました。

職員の意識改革、資質向上、物品調達・物品管理システムの見直しなど、大きく5つの項目に区分して取り組んでおります。

次に、職員の意識調査でございます。

結果としましては、おおむね9割以上の職員に再発防止策が浸透していることが認められましたが、まだすべての職員に浸透しているとまでは言えない状況でございました。これは、再発防止策に一部否定的な回答を行った職員が見受けられたためでございます。

次に、不適正な現金等、不適正な備品相当品等について、全所属で調査を行いました。いずれも認められませんでした。

続きまして、経理処理状況調査でございます。

まず、業者帳簿の提出状況でございます。

調査へ協力があつた業者は96.8%、帳簿の提出があつた業者は86.2%、照合可能な業者

帳簿の提出があった業者は82.4%でございました。

3ページをお願いいたします。

次に、経理処理状況調査の結果でございます。

調査は、県の会計書類と業者帳簿により、物品名、金額・数量、納品日の3項目を照合しております。なお、業者帳簿の提出がなく照合できなかったものについては、県の会計書類や備品などの確認を行っております。

照合の結果は表のとおりでございますが、平成20年度の自主調査で明らかとなった裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえなどは認められませんでした。

一方、平成21年11月に会計検査院から新たに指摘された翌年度納入、前年度納入など、合計で53所属、189件、約554万円の経理処理の誤りが確認されております。

これらは、いずれも公務上必要な物品を購入し、購入した物品はすべて公務に使用されており、私的流用は認められませんでした。

4ページをお願いいたします。

上の表では、年度別の件数や金額を比較しており、平成21年度に比べて22年度はかなり減少しております。21年度の件数が多いのは、再発防止策が実施される以前の20年度に物品の納入などが行われたものが入っているためでもあります。

下の表には、経理処理誤りの背景、要因を記載しております。

納品検査の不徹底や発注時の所属長等への確認の不備などが多く見られております。

続きまして、検証委員会からの評価と提言でございます。

まず、評価でございますが、再発防止策の職員の意識改革、資質向上、物品調達・管理システムの見直しなど、各取り組みについて確認できたとされております。

5ページをお願いいたします。

この結果、裏金や私的流用につながるおそ

れのある預け金、差しかえなどの不適正な経理処理が認められなかったことは、県庁全体が一丸となってさまざまな改善に取り組んできた成果とされております。

しかし、前年度納入などの経理処理が確認されたことから、経理処理に関する職員の認識の甘さや組織的チェック体制が十分でないなどの課題も明らかになっております。

これらは、預け金、差しかえなどとは性質が異なり、また減少してきているとはいえ、会計規則に照らすと必ずしも適正な処理とは言えず、さらなる是正に向けて取り組まなければならないとされております。

また、職員の意識調査で、いまだ意識の低い職員が存在するといった事実を課題として、改善に向けて取り組まなければならないともされております。

次に、提言でございます。

検証委員会からは、具体的には3つの提言がされております。まず1つは、再発防止策のさらなる徹底、2つは、再発防止策の充実強化に向けた取り組み、3つが、今後の県民への説明責任などであります。

6ページをお願いいたします。

6ページには、再発防止策の充実強化に向けた具体的な取り組みを記載しております。ごらんいただきたいと思います。

以上が検証結果の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの任命権者の各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き、説明を求めます。

知事部局、田上会計課長。

○田上首席審議員兼会計課長 会計課長の田上でございます。

知事部局等の検証結果について、お手元の報告書により説明をさせていただきます。

初めに、会計管理者の総括説明と重複するところにつきましては省略をさせていただきます。私の方からは、調査結果の概要の再発防止策の取り組み状況調査の結果及び経理処理状況調査の結果を中心に説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお願いいたします。

検証体制でございますが、まず、検証委員3名の方々でございます。

それから、体制図をごらんいただきたいと思っております。

知事が検証委員会に委嘱しまして、庁内の検証推進本部は、検証委員会の指導、助言のもと、再発防止策の取り組み状況調査及び経理状況調査の2つの調査を取りまとめ、委員会に調査の結果を報告し、委員会で所属の実地調査をいただき、調査結果の評価をされた上で、委員会から検証結果を知事に報告をいただいたところでございます。

それでは、続きまして5ページをお願いいたします。

検証の経過でございます。

委員会は、4月13日に第1回を開催し、11月12日に6回まで開催をされています。その間に、実地確認あるいは最終確認、そして、ここには記載していませんが、意見交換会や勉強会などを開かれるなど、委員には、精力的に、そして厳正に公正な目で行っていただきました。この報告書についても、細部にわたって詳細に見ていただいております。

それでは、調査結果の概要でございます。6ページをお願いいたします。

まず、再発防止策の取り組み状況調査の結果でございます。取り組み状況につきましては、6ページから9ページに記載してございます。

再発防止策は、5つの項目で取り組みを進めてまいりましたが、その内容、実施状況について、主な取り組みを申し上げます。

6ページのⅠの職員の意識改革、資質向上

では、所属長、管理監督者、実務担当者などに対して、公務員倫理、法令遵守研修や会計・物品管理事務の研修の実施、あるいはまた必修研修として、全所属での研修の実施、それから、会計事務、物品管理、入札契約の手引、マニュアルの改訂なども行っております。

7ページをお願いいたします。

Ⅱの物品調達・物品管理システムでは、納品検査体制の見直しとして、納品検査は、発注の係とは別の係の職員が現物確認を行うこととしております。

情報公開の拡大として、随意契約の結果を県のホームページで公表いたしまして、公平性、透明性を高めております。

また、意思決定の明確化として、見積書の徴取の前に書面による購入伺を作成いたしまして、所属長の決裁を義務づけたところでございます。

次に、8ページのⅢの予算執行システムでは、緊急対応予算措置として、備品購入等の予備費的な予算措置あるいは流用手段の弾力化などの見直しを行っております。

続きまして、9ページでございますが、Ⅳの指導・検査体制では、出納局が行います全地方支出機関、159機関でございますが、その機関に対する検査を、3年に1度の実施から、すべての機関の検査を実施いたしております。

監査につきましても、再発防止策の取り組み状況について、重点化した監査の実施、抜き打ち的な随時監査を積極的に実施されるなど、監査の充実強化が図られております。

Ⅴのその他では、内部通報委員の拡充、処分の指針の改正、国庫補助のあり方等について取り組んでおります。

具体的な取り組み状況は、後の方の26ページから40ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは次に、職員の意識調査でございま

す。10ページでございます。

今回の意識調査は、職員の公金取り扱いの意識、経理知識の現状、再発防止策の浸透の度合いを把握するために実施したものでして、全職員4,392人を対象に、無記名方式による任意のアンケート調査といたしました。

回答状況は、本庁、地域振興局、その他の出先機関のすべてから、90.1%の職員の回答があったところでございます。

その調査結果については、次の11ページ、さらには、円グラフで41ページから45ページに記載をいたしております。

全体的には、それぞれ18の設問を設けておりますが、それに対しまして「そう思う」「ややそう思う」というような肯定的な回答をした職員がおおむね9割以上となっております、いわゆる意識が浸透していることが認められました。

ただ、「ややそう思わない」「そう思わない」という回答をした職員も見られまして、特にこの設問8の不適正な経理処理、預け、差しかえは許されないととの設問に対し、「そう思わない」「ややそう思わない」と否定的な回答をした職員が52名いましたが、いまだ意識の低い職員が存在しており、これについては、委員会の評価の中でも、課題として改善に取り組まなければならないとされているところでございます。

次に、経理処理状況の調査でございます。14ページでございます。

まず、業者帳簿の提出結果でございます。

業者帳簿の提出につきましては、本県と取引のあります県内外の物品納入業者の方に任意での協力依頼を行ったものでございます。

表をごらんいただきたいと思います。

対象業者が6,360業者で、何らかの協力があった業者は6,157業者で、96.8%でございました。このうち、帳簿の提出があった業者は5,482業者で、86.2%、また、照合可能な帳簿の提出があった業者は5,238業者で、82.

4%でございました。

なお、帳簿の提出がなかった業者、675業者、10.6%、全く無回答の業者が203業者、3.2%ございました。

なお、未提出の理由を確認したところ、下段の円グラフのようになっております。提出をしなかった主な理由につきましては、次の15ページに記載をいたしております。

提出をしなかった主な理由としまして、個人の農家等で帳簿を作成していない、あるいは一部のホームセンター、自動車販売会社からは、大量の伝票から県の取引のみを取り出すのは物理的に不可能とか、また、帳簿には民間との取引、原価、仕入れ先などの内部情報が記載されており、外部には出せないなどの理由がございました。

次に、16ページをお願いいたします。

経理処理状況調査の結果でございます。

経理処理状況調査では、会計検査院の手法に準じ、県の会計書類と業者帳簿により、物品名、金額・数量、納品日の3つの項目を照合しております。

調査結果については、表にありますとおり、対象件数約6万4,000件、対象金額が約40億7,600万円のうち、経理処理に誤りがあったものとして、合計で38件、111万9,000円となっております。

その結果については、前回の自主調査で裏金や私的流用につながるおそれがあるとして調査した、アとして、預け金、差しかえ、それから、21年11月の会計検査院から指摘をされましたイの一括払い、翌年度納入、前年度納入、そして、ウ、その他の3区分に整理をしております。

個々の結果については、まず、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、それから差しかえについてはゼロで、認められませんでした。

17ページをお願いします。

一括払いについてもゼロで、認められませ

んでした。

次に、翌年度納入と前年度納入については、これは、自治体の会計が、会計年度独立の原則、単年度主義、予算主義をとっているため、3月31日を基準として、物品の納入された年度と支払われた年度は同じになるものでございますが、翌年度・前年度納入は、それらの会計処理年度の違いによるものでございます。

まず、翌年度納入は、1件、2万8,633円が確認をされました。これは、物品が翌年度以降に納入されているのに、現年度に納入されたこととして代金が支払われたものでございます。

その例をこの中に掲げております。簡単に申し上げますと、これは農業研究センター・畜産研究所の事例でございまして、種牛の精液採取に使用しますゴム内筒というものを、平成21年度の納入期限として12個発注をいたしまして、実際納品されたのが、21年度の年度末に3個、それから、残りの9個が翌年度、新年度になっての4月に9個が納入をされたというケースでございます。

これは、納入場所が事務所から遠く、また年度末の多忙であったというところから、納品検査を納品伝票の確認のみで済ませまして、現物確認を行わず、12個すべてを21年度の予算で代金を支払ったというものでございます。

この事例は、本来、平成21年度の支出負担行為、契約行為でございまして、4月に納品された9個分は減額変更いたしましたので、3個のみを支払い、22年度に改めて9個分の支出負担行為を行って支払うという必要があったものでございます。

続きまして、前年度納入でございまして。

前年度納入は、34件の101万566円が確認をされました。これは翌年度納入とは逆になるものでございます。その事例を4つほど挙げておりますが、時間の都合で代表的な2つを

説明させていただきます。

まず、1番目の上の障がい者支援総室でございます。

これは、平成21年3月にゴム印を発注し納品をされておりましたが、年度末の事務を立て込んでいたということで支払いがおくれて、新年度の21年度予算で代金を支払ったというものでございます。

それから、一番下の水産研究センターの例でございますけれども、これは、調査船用に平成21年3月に納入されましたプロパンガスのガスボンベ20キログラム代が、4月検針分のガス代と一緒に請求をされましたために、誤って3月分を4月分とまとめて平成21年度予算で代金を支払ったというケースでございます。

これらの事例は、本来、過年度支出という制度がございまして、この制度で平成21年度の予算の趣旨変更、予算を確保して手続を行って支払うという必要があったものでございます。

その他としまして、3件、8万49円が確認をされました。これは、いずれも過払いによるものでございます。

事例を2つ挙げておりますが、1つ、総務事務センターの例を申し上げますと、これは、平成21年10月から12月まで毎月3冊の定期行物が発行されておまして、その図書代金として9冊分、3カ月分まとめて請求がありましたので、9冊分支払いしましたが、実は12月については2冊しか発行されていなかったということで、1冊分多く支払っていたという事例でございます。

これも、納入の際は必ず現物確認をしまして、受領書を業者に返却いたしておりましたが、後日提出をされた請求書、納品書に誤りがあると思わずに、誤って支払っていたというケースでございます。

なお、この過払いにつきましては、3件とも既に業者から返納済みでございます。

これらの物品等につきましては、報告書の46ページ、47ページに年度別一覧ということで区分をいたしております。所属から物品名、金額、それから発生年度、主な要因というものを、ここに一覧表で記載をいたしております。

それでは、また戻っていただきまして、19ページをお願いいたします。

19ページは、知事部局等の部局別を一覧で記載をいたしております。

該当所属数が14所属で、そのうち本庁が5所属、8件、11万4,000円、出先機関が5所属、20件、83万7,000円、地域振興局が4所属、10件の16万7,000円となっております。合計で38件の111万9,248円となっております。

それでは、20ページをお願いいたします。

経理処理状況調査結果の分析を行っております。ページの中段の「次に」と記載しているところをごらんいただきたいと思っております。

今回判明をいたしました経理処理の38件について、その主な背景、要因について分析をいたしましたが、その背景、要因は、納品検査の不徹底、それから物品購入伺を所属長に決裁を経ないなど、発注時の所属長への確認の不備、職員の支払いおくれ、または業者からの請求おくれでございました。そのほか、職員の会計規則等の知識の不足が見られたところでございます。さらに、そのほとんどは、今申しあげました要因が複合的に重なり発生したものでございます。

また、これらの38件の事案は、出先機関に多く発生しておりまして、発生時期の方も、業務が集中し錯綜いたします年度末の3月に多いことがわかりました。これらは、いずれも公務上必要な物品を購入し、購入した物品はすべて公務に使用されており、私的流用は認められないことが確認をされました。

それでは、21ページをお願いいたします。

今回の検証の調査と、それから自主調査、

年度別等による比較でございます。

自主調査、それから会計検査院の現地調査、今回の検証による調査の比較では、上段の比較表になります。

表の中で、自主調査につきましては、これは平成20年度自主調査を実施したわけでありましたが、金額として9,471万6,000円が判明しております。それから、平成21年度に会計検査院の現地検査の指摘がございましたが、こちらの方は4,601万7,000円判明をいたしております。そして、今回の検証による調査は、先ほど来申し上げておりますように、14所属38件の111万9,000円でございます。

なお、会計検査院の現地調査につきましては、平成14年度から平成19年度までの農林水産省及び国土交通省所管の、この2省庁のみの補助事業に係る事務費に対する検査が実施されたものでございます。

それから、逆になりましたけれども、前回の自主調査は、平成15年度から平成20年度までの預け金、それから差しかえ、これは一般需用費による備品相当品の取得、公用として不適切な物品等の取得を対象として調査を実施したものでございます。

次に、中段の会計年度別の件数及び金額の比較でございます。

21年度が27件、それから22年度が11件となっております。年度間を見ますと減少しております。

また、発生年度別に見ますと、一番下の表になりますが、21年度の27件のうち25件は、再発防止策が実施される前の20年度に物品の納入が行われたものでございまして、組織的にもまだ十分対応ができていない時期に発生したものでございます。

次に、22ページから、委員会からの評価と提言でございます。

これにつきましては、先ほど管理者の方で説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。



以上で知事部局の検証結果の説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○田中教育政策課長 教育政策課の田中でございます。

教育委員会の報告書について御説明いたします。別冊、教育委員会分でございます。

当初の経緯や検証の進め方、それから再発防止策の取り組み状況等につきましては、知事部局と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

調査結果等、知事部局と異なる部分を中心に説明いたします。

まず、14ページをお願いいたします。

意識調査の結果についてでございます。

14ページ中ほど、イ、職員の意識調査の1段落目、2段落目に記載のとおり、全体的な傾向といたしましては、ほぼ知事部局と同様でございます。しかし、3段落目、また以下に記載のとおり、一部設問で、行政職と教育職に有意の差があり、公金取り扱い意識あるいは経理処理に係る知識について、教育職職員の方が低いという結果が出ております。

次に、18ページをお願いいたします。

経理処理状況調査の結果についてでございます。

上の表にありますとおり、合計の対象件数6万9,051件、このうち経理処理に誤りがあったものとして143件、428万5,000円となっております。

これらにつきましても、知事部局同様、経理処理の誤り143件のすべてについて、検証委員の皆様が現地で確認あるいは書類での確認、また所属長からの聞き取り等を行っていただき、確認いただいたものでございます。

結果は、18ページの中ほど以下に記載のとおり、預け金及び差しかえは0、次の19ページになりますけれども、一括払いも0件、翌

年度納入が2件、20ページの前年度納入が130件、その他が11件の合計143件となっております。

翌年度納入及び前年度納入につきましては、内容的には知事部局と同様のものございまして、一部納品がおくれて、納品が年度を超えてしまったもの、あるいは支払い漏れ等の原因で、支払いが翌年度になってしまったものなどがございます。

その他につきましては、20ページから21ページに具体的に記載しておりますとおり、必要な経理処理手続を行わずに樹木の消毒作業等を依頼し、施工完了後に分割して支払ったものなど、すべてここに記載の事例ですが、4所属、11件の事例が確認されたところでございます。

これらの事例につきましては、いずれも経理知識の不足や経理処理に関する意識の甘さから発生したものでございます。

検証結果の分析についてでございますけれども、22ページ、3段落目のとおり、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金及び差しかえは今回の調査では認められず、確認された143件のすべてが経理処理の誤りであることを検証委員に確認いただきました。

経理処理の誤りについては、そのほとんどが県立学校において発生し、発生時期も、年度末の3月に多い結果となっております。

23ページをお願いいたします。

2番目の表、発生年度別の件数、金額のとおり、今回の経理処理の誤り143件のうち104件については、再発防止策が策定される前の平成20年度に物品の納入があったものございまして、再発防止策が実施された平成21年度以降は、平成21年度38件、22年度1件と、大きく減少をしております。

次に、24ページをお願いいたします。

これらの結果に対して、検証委員からいただきました評価と提言についてでございます。

24ページ中ほどより少し下に「この結果」という書き出し以下に記載されておりますが、前回の自主調査で明らかになった裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえ等の不適正な経理処理は認められなかったものの、経理処理の誤りについても、さらなる是正に取り組まなければならないと評価をいただいております。

最後に、25、26ページの再発防止策についてでございます。

知事部局と共通する取り組みに加え、教育委員会独自の取り組みといたしまして、25ページの一番下に記載しておりますけれども、教育職を含めたすべての職員に対する研修を充実することとしております。これは、先ほど説明しましたとおり、教育職の意識・知識率が低いという状況にあることを踏まえたものでございます。

また、26ページの4に記載していますとおり、年々減少しているとはいえ、経理処理の誤りが多かったということ踏まえまして、全県立学校の校長、事務長への周知徹底、全県立学校の経理担当者、事業担当者に対する直接指導を早急に実施することとしております。

報告書は以上でございますが、今後ともより適切な経理処理が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

教育委員会からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田上参事官兼会計課長 警察本部の参事官兼会計課長の田上でございます。

それでは、お手元の警察本部の報告書に基づきまして御説明いたします。

報告書の1枚目をめくっていただきまして、目次の1の経緯から3の調査結果の概要の(1)の再発防止策の取組状況等調査までは、先ほどの知事部局からの説明とほぼ同じ内容でございますので、説明は省略させてい

たきます。

15ページをお願いいたします。

15ページの②の経理処理状況調査の結果について御説明いたします。

一番上の表に、調査対象としました平成21年度と22年度の支出命令件数及び支出金額、また経理処理に誤りがあった支出命令件数及び支出金額について記載しております。

調査対象としましては、2カ年度の合計支出件数が2万5,999件、支出金額が約20億9,700万円となっております。この中で、経理処理に誤りがあったものとしまして、8件、約13万6,000円を確認しております。

経理処理に誤りがあった内容につきましては、預け金や差しかえといった裏金や私的流用につながるおそれのあるものは一切ありませんでした。

16ページの一番下の表に記載しております前年度納入事案が、5所属の6件、金額で13万3,607円、17ページのウ、その他として整理しました事案が、2所属の2件、金額が2,342円となっております。

この前年度納入事案は、いずれも施設や車両の修理に係るものでありまして、物品購入に係るものではありませんでした。

前年度納入の事例としまして、17ページの上の表に2件の事例を記載しておりますが、いずれも前年度に修理等が終了したものの、会計手続が行われておらず、代金が未払いとなっていたものにつきまして、翌年度になって会計手続を行い、支払ったものであります。この前年度の未払い分を支払う際に必要な過年度支出としての手続がとられていなかったというものであります。

次に、その他として整理したものについて御説明いたします。

17ページの下の方に、その他の事例として記載しておりますが、1件目は、通信指令課の事案でございます。

ヘリコプター関係施設の清掃に使用します

溝さらえを購入したのですが、この代金を、一緒に購入したほかの品物の代金に乗せて支払ったというものでございます。

この溝さらえを購入することについては、何ら問題はないものでありますが、担当者が、配分された予算では購入できないものと勘違いしたこと、また、購入できるものであるか否かにつきまして、会計の担当者等に相談、確認をしなかったことなどから、このような誤った手続に至ったものでございます。担当者の会計知識が乏しかったことが大きな原因と考えております。

なお、この溝さらえにつきましては、現在も使用されていることを確認しております。

次に、牛深署の事案でございます。

公用車のオイル交換に際しまして、当初交換に必要なオイルの量を4リットルと見込んでおりましたところ、実際は2.5リットルで済んだものの、業者が4リットルのまま請求したため、会計手続につきましても、当初見込んだ4リットルのままで行い、過払いとなったものでございます。担当者の納品検査の不徹底から生じた誤りであると考えております。

なお、過払いとなっていた1.5リットル分の代金は、ことしの9月に業者から返納されております。

最後に、19ページの経理処理状況調査の分析であります。今回判明しました経理処理の誤りの主な背景、要因につきましては、19ページの中ほどの「次に、これら8件の事案について」で始まります行以下に記載しております。

納品検査の不徹底、物品購入伺を所属長に決裁を受けていないなど、発注時の所属長への確認の不備等であり、今回のすべての事案が、これらの要因が複合的に重なり発生したものであります。

なお、これらの事案につきましては、20ページ一番下の表にあります発生年度で見ま

すと、平成20年度3件、21年度に5件発生しております。

県警では、コンプライアンスの徹底方策としまして、平成22年3月31日に、警察本部会計課に会計企画指導室、室長以下6名体制を新設しまして、会計部門を担当する職員に対しての直接的な指導や各所属からの質疑への対応、また幹部職員や事業を担当する職員に対する教養や事務指導等を行わせるなど、会計業務につきましても、指導体制の充実及び組織的支援の強化を図ってまいりました。

今回の検証では、この指導・教養体制を強化しました22年度以降には、不適正な経理は認められなかったところでありませけれども、今後、現在推進中の施策にあわせて、検証委員会の委員から提言をいただきました施策にも取り組み、再発防止のさらなる徹底を図っていきたくと考えております。

警察本部からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○古里次長兼総務経営課長 お手元の資料、企業局関係の資料をお願いしたいと思います。

まず、1ページでございます。1ページの方になりますが、(2)の部分でございます。

企業局におきましては、平成20年の自主調査の結果、不適正な事務処理が行われていないことが確認されましたが、知事部局等の取り組みに準じまして、不適正な事務処理を発生させないための取り組みを実施しております。

調査の結果概要については、6ページ以下に記載しております。申しわけありませんが、10ページをお願いしたいと思います。

10ページ中段の②再発防止策の取り組み状況等調査結果の分析の欄でございます。

アの再発防止策の取り組み状況調査でございます。最初の丸でございますが、職員の意

識調査のところでございます。

研修を通じて職員の意識、知識が向上しているものの、研修内容の充実等について、改善の余地があると、意識調査の結果から認められているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

ウの不適正な現金等、備品等のところでございます。

これらにつきましては、いずれも認められなかったことにより、適切に処理されていると考えるとされているところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

②の経理処理状況調査の結果をごらんいただきたいと思っております。

その調査対象となりましたのは、②の表にありますとおり、1,408件でございます。さらに、表の右のとおり、経理処理に誤りがあったものはございませんでした。

次に、③の調査結果の分析でございます。

③の7行目のところになりますが、預け金及び差しかえは認められませんでした。また、一括払い、翌年度納入及び前年度納入等もないことが確認されております。

最後になりますが、15ページの評価と提言をお願いしたいと思います。

企業局の取り組み等につきましては、(1)の評価の第4段落でございしますが、委員から一定の評価をいただいておりますが、(2)の提言、①にありますように、今後も継続して再発防止策のさらなる徹底を行うとともに、知事部局と連携しながら、さらなる推進に努めるようにとの御提言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○田原総務経営課長 病院局でございます。お手元の病院局の報告資料をお願いいたします。

経緯と検証の概要につきましては、前の説

明と重複いたしますので、省略させていただきます。

調査結果の概要でございますが、まず8ページをお願いいたします。

8ページに、職員の意識調査の結果を載せております。

概して「そう思う」「ややそう思う」という肯定的な回答が多かったわけでございますが、例えば設問6にございまして、物品購入に当たっては、公金を取り扱っているとの意識を常に持っているかというふうな問いに対しまして、「どちらともいえない」という職員が2人いるというふうな結果でございます。まだ意識が低い職員がいるとの結果でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページに、経理処理状況調査の結果を載せております。

私ども、1,731件の支払い伝票等がございまして、一応それを照会いたしました結果、経理処理に誤りがあったものはございませんでした。そのほか、預け金、差しかえ、一括払い、翌年度納入、前年度納入、その他を含めまして、一応そういったものはなかったというふうな結果をいただいているところでございます。

これを受けまして、評価と提言でございますが、15ページでございます。

一応提言の中に、病院局全体が一丸となって組織的かつシステム的に再発の防止に取り組んでいくことが、県民に信頼される病院づくりにつながるというふうにご考慮というふうな御提言をいただいております。

今後とも、不適正な経理処理が発生しないよう、知事部局等と連携しながら、適正な経理処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○藤川隆夫委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○城下広作委員 意識調査を実施したときに、警察本部だけは代表で400名というふうにしたということですね。これは理由は、まあ業務上の部分で対応できないということをやったということなんでしょうか。

○田上参事官兼会計課長 会計課長です。

県の場合には、インターネットでよろず申請本舗というのがございますけれども、県警の場合にはそういうものがございまして、警察の方で、各出先の警察署の方でも一つ一つペーパーでとりまして、それで送るというふうな手はずをしております。

それで、非常に全体をすれば数が多いということと、もう一つは、警察の場合には、こういった会計手続をやりますのは、いわゆる一般職員といたしまして、約400名ぐらいおりますが、この人たちが主にやるものですから、この一般職員の者と、それから実際に会計手続をやっている一般職員と、それから警察官の方と合わせてということで、職員の約1割をとれば十分意識的なものはわかるんじゃないかという判断で実施しております。

○城下広作委員 結構です。わかりました。

それで、各部局共通するという中に、やっぱりちゃんと認められているように、何といえますか、公金であるということの意識を、どちらとも言えないとか、そうは思わないという人が現実にいるということと、ある部局には、どちらかというところと極端にそういう人が多いという、まさに今教育の部分とかありましたけれども、こういう部分を——真剣にそう思っているのであれば大変問題で、何か不満があってそう思っているのか、正直にそう

いう気持ちで思っているのか、よくその辺を、まあ無記名ですからわかりませんが、しっかり存在しているというわけですから、その意識改革をやれば本当に、皆さんが指摘されているとおり、今後の課題として大事だと思いますので。

具体的にはここを——研修も、ある意味ではもうやらなくてもいいというような回答、答える人も中にはいるわけですから、この辺をまとめるというのは結構根深いものが逆にあるのかなということで、まあ私的流用はないけれども、公金という意識が、やっぱりそう思わないとかという形ではっきり答えられるというのは、その辺はちょっとやっぱり大変心配するところだなというふうに思っております。それを一括してといいますかですね。

○高木健次委員 今お話しのとおり、1割近くがまだ意識が低いという、どの課においても結論が出ているようではございますけれども、大変これはゆゆしき問題じゃないかなというふうに思っております。やっぱり公金ですから、その意識というのは非常に持ってもらわないと、県民からしても、非常に心配されることじゃないかなというふうに思っております。

この、何というんですか、再発防止策ですね。21、22年度は大分減ったということで、やっぱりこの防止策の効果というのも出ていると思うんですね。これは、ずっとまた23、24年と、これからも——まあ減ってきているといえども、やっぱりずっとこれから継続してやるということではないんですか。

○田上首席審議員兼会計課長 今委員から御指摘がありましたように、やはり1割近くがまだ意識が低いといえますか、そういう職員が事実今回のアンケート調査でわかりましたので、これまでも法令遵守研修、その他いろんな研修を通じて職員の意識の浸透を図って

まいりましたけれども、さらにその研修の充実強化を図って、そういう職員がなくなるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○高木健次委員 今答えがあったとおり、ゼロになるまでこれはやっぱり、何らかの場面、いろいろなときにやっぱり研修をやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○鎌田聡委員 関連してですけれども、再発防止、まだその意識がなかなか、あと1割ぐらいの職員さん、まだなかなか十分じゃないという部分がありましたけれども、再発防止策の中で、検査を22年度は全庁の支出機関全部やったということでもあります。これは継続してやっていくということでもよろしいんですか。やっぱり検査をやっていくしないと、なかなかそういった意識の職員の方もいらっしゃるんで、ゼロになるまで、今の話じゃありませんけれども、そういった検査は徹底してやっていくということを確認してよろしいでしょうか。

○田上首席審議員兼会計課長 これは、22年度、21年度までは、3分の1の地方支出機関の検査をやっておりました。22年度から、全地方支出機関、地方支出機関といいますのは、知事部局の出先機関、それから県立学校、それから警察署、すべての県の出先の機関を対象としております。

今後とも、この会計検査をやって、今回の経理処理の誤りあるいは職員の意識の低いところの部分についても、この検査でやっていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 特に出先のところでのやっぱり誤りというか、それも多様な御報告がありましたので、ぜひそういった検査を徹底

していただきたいと思います。

それと、もう1点よろしいでしょうか。

あと、業者帳簿をチェックされたということでございますけれども、調査に提出があった業者が8割、86%ということで、それ以前に、そもそもこの検証に協力をしないという業者が4%ぐらいですかね、あるように——協力した業者が96%ぐらいですから、あったということでもありますけれども、なぜこれは協力できない——その帳簿を出す出さぬの前に、協力するしないで——何社か協力しないようですけれども、この理由を教えてくださいたいと思います。

○田上首席審議員兼会計課長 すべての業者に、今回文書で依頼をいたしました。その中で、連絡がつかない業者というのはいらっしゃいました。あるいは、全くその回答がなかったという業者もございました。これが、今委員がおっしゃっているように、約4%近い——正確には3.2%でございますが、業者であったということでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、連絡がつかないだとか回答がなかったところに対しては、こういった再発防止策を——業者に対しても徹底しなければならぬと思いますけれども、その点の対応はいかがなんでしょうか。

○田上首席審議員兼会計課長 今回、依頼するに当たっては、私ども、その文書だけじゃなくて、出てこなかったところに対しては、再度文書でお願いするなり、あるいは電話でお願いするなり、あるいは直接訪問をするなりして、最大限の努力はしたつもりでございます。

今後、この提出協力につきましては、入札参加資格登録の申請に際して、今回のような調査があります場合は協力をしていただくということで指導しておりますので、さらに、

そういうことで指導を徹底していきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 そういったやっぱり指導も必要だと思いますし、もうちょっと聞きたいのが、この協力しなかった業者の中で、預けとか差しかえとかやっていた業者も入っているんでしょう。そこはわかりませんか。

○田上首席審議員兼会計課長 今回は、全く預け、差しかえという裏金につながるあるいは私的流用につながるおそれのあるものは認められませんでしたので、この……

○鎌田聡委員 以前。

○田上首席審議員兼会計課長 自主調査のときですか。

○藤川隆夫委員長 今のは、個々に協力ができない業者が、以前、不適正な経理にかかわっていたかどうかはわかるかどうかという話です。

○田上首席審議員兼会計課長 済みません、手元にちょっと資料がございませんので、確たることは申し上げられませんが、全くなかったということではないようでございます。

○鎌田聡委員 多分何社かあったんじゃないかなとは予想されますけれども、先ほど言われていましたように、今後、再発防止策の中にも、指名停止などのペナルティーを明確にしたということでございますので、やっぱりそういった双方に——こちらもしない、向こうにもさせないという、双方やっぱりお互いに徹底していかないといけないと思いますので、その点の業者に対する協力なり指導も強力にお願いしたいと思います。

以上です。

○松岡徹委員 2つ。1つは、職員の意識調査関係ですけれども、公金を取り扱うという自覚の問題と、会計年度独立、単年度主義のその理解ですたいね。そこら辺は、どっちの方、まあ両方なんだろうけれども、どうなんですか、そういう会計年度独立の原則とか、そういうのさえも余り周知していない、理解していない職員もいるわけですか。

○田上首席審議員兼会計課長 職員意識の公金取り扱いの意識、これは先ほど意識調査の中でも、ほぼ肯定的に浸透して、9割以上でありますので、その辺はありますが、一部にまだ認識が乏しい職員もいるということもございませう。

あと、経理知識、今おっしゃいました単年度主義なり会計年度独立の原則、この知識をどうかということですが、今回の研修の中でも、十分その基本的な会計の知識は研修の中で図ってきたつもりでございます。

ただ、結果的には、まだ知識が不足、理解をしていないという職員もいたのも、この意識調査の中でも事実でございます。

今後は、そういう職員も、そういう会計知識の向上に向けて、今回の提言の中にもございますし、その強化に取り組んでいきたいと思っております。

○松岡徹委員 その意識、自覚の問題と仕組みそのもの、これは両方関連して、やはり両方備えていかないとやっぱりすき間ができるというかね。

委員長、もう1つ、最初に報告された概要の3ページですけれども、要するに、調査対象が、これでいきますと、92億1,544万3,000円ということになるわけですね。さっきもあったように、報告もあったし、鎌田委員からもあったけれども、帳簿が出たのは大体86%ぐらいかな。それから、10%以上帳簿が出て

いないと。それで、額にすると、この92億1,500万円の中でどのくらいの割合になるんですか。

○田上首席審議員兼会計課長 この3ページが、金額ベースで92億1,500万となっております。そのうち、照合できたものが81億300万でございます。率にしまして大体88%。残り、照合ができなかったものが12%の11億1,100万でございます。

○松岡徹委員 それで、この不正経理の問題が明らかになってから、知事を先頭に、皆さん方の努力は大変認めるんですけどもね。にもかかわらず、結果としては、額にすれば11億余が、いわば不明というかな、はっきりしないわけですよ。そうすると、うがった見方をすれば、そこの部分に預けや差しかえは含まれていないのかというようなことは懸念されるわけですね。

それで、どうなんですか、この問題は、まあ、きょうの報告がありましたけれども、これで一応了としていきますし、議会にもそうお願いしたいということなんですか。それとも、11億余りの——これについては、やっぱり私は、このままでは県民には納得はいただけないと思うんですよ。11億以上が帳簿未提出でわかりませんというようなことはいかがかなと思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

○田上首席審議員兼会計課長 実は、この未提出の部分につきましては、まずは全所属で、会計書類でこういうものの購入伺があったのか、ちゃんと会計書類上で確認をいたしまして、かつ、そして現物があつたかないかを現物確認もさせていただいております。そういうことで、各所属からは何も認められなかったということで回答をいただいております。これにつきましては、この表については

委員会で御指導をいただきまして、承認をいただいております。

○松岡徹委員 承認をいただいているというのは、これはもうこれでしょうがないということで承認をいただいているということですか。

○藤川隆夫委員長 今の点に関してなんですけれども、やっぱり帳簿を提出できない理由というのが5つほどありますけれども、この中で、どういうぐあいの割合になっているかということころまでは把握されていますか。今の11億が、どのようなベースでここの5つに振り分けられるのかというのが把握されているかどうか。

○田上首席審議員兼会計課長 その内容について、詳しくは、業者名あるいは物品名、そういうふうにはちょっと今のところまだ分析に至っておりません。それで、これからそういう費目別なり業者別なり、分析をしたいということでございます。

○藤川隆夫委員長 ぜひそれはやっていただければというふうにも思います。

○松岡徹委員 やっぱりこれは、まあ委員会は了とされたかもしれぬけれども、私としては、やっぱりさらなる努力が必要じゃないかなと思いますけれども。答弁は要りませんが、そういうふう意見としては述べておきたいと思います。

○岩下栄一委員 蒸し返すようですけども、さっき高木委員から1割未回答の話がありまして、9割はそれなりの意識があるんだと、1割が未回答だと。まあ、任意ですか、これは無記名ということですけども、私は、その意識の問題もさることながら、協力



する意思の問題だと思うんですよ、職員の。このことは、同時に、職務に——公金の問題だけじゃなくて、職務に対する、何といふかな、意思というのが欠落しているんじゃないかと。1割の職員のそういう意思が欠落しているということは、これはゆゆしい問題なんですよ、公金意識だけじゃなくて。この点がちょっと気になりました。

それと、出先機関でいろいろあるということですが、やっぱり出先まで行きますと、現場といふか、取引業者とか何かの間のなれ合いが発生する確率が高いんじゃないかという意識があるんですけれどもね。本庁だと、いろいろ監視の目というよりも、周囲の思惑や目がありますからあれですけれども、出先になりますと、それがちょっと薄らいで、なれ合いが発生するんじゃないかという危惧はあるけれども、その点どうですか。

○古閑人事課長 1点目の方のお答えでございますが、確かに委員御指摘のように、そもそも公務員としての自覚が欠けている部分があるかと思えます。

ですから、その点につきましては、不適正経理とあわせて、いわゆる法令遵守とか、広くコンプライアンスにつきまして研修をさせていただいているところでございます。今後も、なお一層研修を徹底させていただきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 もう大体終わり方だったですか。済みません、ちょっと一言だけといいますか、この期間、膨大な時間と労力と、そのほかいろいろ使われて、まあどちらかというと、携わられた方々の、わくわくするような作業じゃないでしょうし、テンションが上がらない、私に言わせれば、余り生産性もないような、こういうかけなければならないと

いう状況も大変だなと思いつつながら、携わられた方々に、心より御苦勞さんでしたと、まずは申し上げたいと思います。

恐らく職員の皆様も、ルールは守らなければならない、ルールを破ってはいけないというのは当然、一般社会、ほかのこともそうでしょうが、この会計原則、会計ルールについてもそうだと思います。

ただ、いろいろな事例の中で、一部感じたことは、ルールをきっちり守っていただければいいの。ルールをきっちり守ったがゆえに事務が滞る、あるいは特に研究所とか現場に近いところは、ルールを守ったがゆえに、逆に直接接する県民の皆様に対するサービスが滞ってしまったというようなことも、幾つか過去にあったような気がいたしております。

そうであるならば、目的と手段が逆にならないように、大もとの、それだったら実態に合うようにルールを変えるべきであるだろう、ただ、すぐにルールが変えられないのであるならば、運用を可能な範囲で弾力的にやっていくべきだろうというようなところももちろん必要だと思います。

例えばこのアンケート、今までの議論にやや水を差すようでございますが、公金意識というのは、なかなか実は頭ではみんなあっても、365日毎日毎日仕事をなさっていると、毎日毎日公金意識を持とう持とう持とうという職員さんはそうたくさんおんなはらんど思うとです、逆に。だんだん麻痺してくる部分もあるだろうし、あるいはアンケートだから、本当はあんまりないんだけど、ある方につけてこうかというような方も——無記名だから、ないとも限らない。

ということは、片方で研修とか公金意識を高く、あるいはコンプライアンスと、こっちは必要でしょうけれども、その部署にだれが来ても、公金意識が——仮にですよ、あんまりない人が来ても、きちっとできるような客観性を持たせたシステムというものが、やっ

ぱり持続的には必要んじゃないかと申し上げて、しょっちゅうしょっちゅう研修をやっても、それはなかなか——もともと、さっきおっしゃった公務員意識なり公金意識があんまり高くない職員には響かないわけでしょうから、そういった方がその部署に来て、きちっと不都合がないような、例えばここに書いてあるマニュアル——あんまり好きじゃないですけども、マニュアル化とか、あるいは迷ったときのQ&A集とか、あるいはそういった工夫、そっちの面での工夫というの必要だと思いますし、先ほど松岡委員の御発言にもありましたように、例えば大もとであるこの制度を変えるというところでは、まあ法律で明文化されているんでしょうけれども、いわゆる単年度主義というものがどうしても、もちろん一定の趣旨があって——これは何法ですか。会計法か何か……（「地方自治法」と呼ぶ者あり）地方自治法、一定のもちろん理由があって規定されていることでしょうけれども、ややこれがかっちりやり過ぎての限界とか不都合な部分もあるというのは、恐らく皆様同じような感想じゃないかと思う。

特に、さっきおっしゃったように、同じお金を出すのに、3月31日はよくて4月1日は何で悪うなっのかなというのが、もしかすると、教育委員会がおっしゃったように、現場の学校の教育職の先生方は、そういう意識はあんまりないだろうと逆に思いますので、そういった議論も——例えば改正の、まあ国に向かっての、国会に向かっての提言も必要でしょうし、大もとの民主党さんも、政権交代しようというときに、非常にこの辺のことは、まあ国を主眼に置いてでしょうけれども、おっしゃっておられましたので、そういった点も必要んじゃないかなと思って。全然質問にはなっておりませんが、ぜひ意見とさせていただきます。

○藤川隆夫委員長 今の意見は、確かにそう

いう部分はあると思いますので、ある意味、会計管理に関して、システム化できるところはしていただくと。単年度の部分に関しては、今おっしゃられたように、あると思います。やっぱり弾力的に運用ができるような方法を考えていただく必要があるかというふうに考えております。

ほかには。

○早川英明委員 関連ですけれども、今松田先生の方から意見が出ましたけれども、ちょっと教えてください。

実際、この役所の会計年度というのは、支払いは、前年度分を5月31日までに支払いますよね。その分についての帳簿はどうなりますか。今、知事部局の17ページのところに、翌年度納入の事例がここに2つほど書いてありますが、こういうやつが、3月31日にやったやつを4月1日に払ったからということがありますけれども、実際は5月31日までは前年度分で金は支払ってくるわけでしょう。そういうやつの経理の仕方はどうなっていますか。ちょっと教えてください。

○田上首席審議員兼会計課長 3月31日で切りますと支払いができなくなりますので、4月と5月、出納整理期間という期間を設けて、この間は前年度の支払いは可能になっております。

今回のケースの中で、私が説明申し上げました前年度納入の中に1つ、ゴム印のところを申し上げましたが、これあたりの1つの例は、納品が3月末にあつて、支払いは、いわゆる支払いする段階でおくれたものですから、6月以降に支払っております。ですから、4月、5月に支払えなくなったと……

○早川英明委員 6月以降ということですか。

○田上首席審議員兼会計課長 はい。ですから、そういうケースがこの前年度納入にございます。あるいは、4月でも、もう新年度の予算で支払っていたというものもございませぬ。

○早川英明委員 私は、5月いっぱいがこれは会計年度になっていますから、それは2カ月間の余裕があるから、なぜこんな形になったのだろうかとちょっと不思議に思ったわけですよ。だからちょっとお尋ねしましたけれども、6月、それも過ぎて……。

○田上首席審議員兼会計課長 出納整理期間を過ぎて……。

○早川英明委員 わかりました。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。  
今、各委員の方から、職員の意識の問題を初め、この帳簿精査に関しても、帳簿の提出ができなかった業者がいるというような話も出ております。引き続き、やっぱりこの部分に関しては、きちっとしていただかなきゃいけない問題だろうというふうに考えておりますので、その付近を反映させていただきながら、さらにきちっとしたチェック体制をやっていただければというふうに思っております。

それでは、これで質疑を終了いたします。

ここで、執行部退席のため、10分間休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前11時0分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開します。

不適正経理再発防止策の報告に係る審議は先ほどいたしましたけれども、この審議の内容については、最終案に反映させることと

し、これより第2回から第7回までの審査結果の取りまとめを行います。

まず、資料1についてですが、委員会報告の章立てについてであります。

昨年と同様に、今年度も5章立てで作成したいと思っております。

内容については、資料1のとおりであります。

次に、5章のうち、お手元にお配りしております資料2の「第3 歳入確保と予算執行」及び資料3の「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」についてお諮りいたします。

これは、各部局ごとの審査の中で、数多くの指摘、要望がありましたが、各委員から出された意見を中心に、できるだけ委員会の総意となるよう留意しながら、より重点を絞って取りまとめたものです。

また、個々に触れなかった項目につきましては、委員会会議録に掲載されますし、当然執行部においても改善、検討がなされるものと考えております。

まず「第3 歳入確保と予算執行」は、総論に当たる部分で、各部局に共通する重要な点について取りまとめたものです。この部分で本委員会の基本的な考えを示したところで

す。  
次に「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」については、各論に当たる部分ですが、各部局に関する事項について取りまとめたものです。

それではまず、担当書記に朗読をさせます。

○井議事課課長補佐 はい、朗読をいたします。資料の2ページでございます。

### 第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、各会計における歳入の確保につい

ては、県税の収入未済額が昨年に比べ2億円減少するなど努力が認められるものの、一般、特別両会計総計では、収入未済が1,700万円余増加しています。引き続き貴重な自主財源の確保と公平・公正の観点から、組織をあげて徴収促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、各会計毎の予算の執行については、危機的な財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において事務的経費の節減以外に不用額を出している事業が多々見受けられますので、現場の状況を十分把握し、限られた財源を効果的に活用するとともに、必要な施策に重点化を図り、着実に推進するなど、予算の編成並びにその執行の各過程にあって、さらに創意工夫することを求めたところであります。

以上、平成22年度決算の全般的な事項について概括的に申し上げましたが、本県財政は、一部改善の兆しも見られるものの、いまだ危機的な状況にあることに変わりはありません。

また、県内経済は、緩やかな回復基調を維持していると言われていたものの、急激な為替の変動や欧州不安による世界景気の後退懸念など極めて厳しい状況で、歳入の増加は期待できません。

一方で、少子高齢化への対策を初め、百年に一度のビッグチャンスを生かす取り組み、景気・雇用対策、荒瀬ダムの撤去等多くの課題を抱え、行政需要は今後ますます増大していくものと予想されます。

知事、各種委員会の長及び公営企業管理者におかれては、歳入面では、収入の確保、資産の活用、未収金の早期解消等に努めるとともに、歳出面では、一層の事務事業の見直しと重点化を図り、今後とも、組織一丸となって、財政再建と「くまもとの夢」実現へ向け取り組むよう、求めるもの

であります。

以上でございます。

次、資料の4ページでございます。

#### 第4 施策推進上改善または検討を要する事項等

審査の過程において各委員から出されました施策推進上改善または検討を要する事項について申し上げます。

まず、共通事項でございます。

1 収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や取組マニュアルの改定などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。

2 日頃から交通安全の取組みがなされているが、職員による交通事故については、増加傾向にあることから、組織をあげて職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通違反防止対策を講じること。

次、企画振興部でございます。

3 県立劇場については、駐車場の入出庫時に渋滞が生じていることから対策が講じられているが、利用者の利便性向上のため、更なる改善に努めること。

4 電子申請システムの運営については、費用対効果は大幅に改善されているが、住民利便性の向上や行政コストの削減を図るため、更に県民に対する周知を徹底し、利用促進を図ること。

#### 【健康福祉部】

5 発達障害については、早期発見、早期療育、早期支援が重要なことから、民間

も含めた体制づくりに努めること。

- 6 特定疾患治療費補助については、国において所要額を確保し、地方の超過負担の早期解消を図るよう、今後も国や関係団体に対し要望活動を行うなど、県予算の確保に努めること。

**【商工観光労働部】**

- 7 中小企業従業員住宅については、債権管理を徹底するとともに、目的外使用がなされないよう適正管理に努めること。
- 8 中小企業は厳しい経営環境にあることから、中小企業振興資金など中小企業の資金需要には柔軟に対応する一方で、未収金の回収については、公平・公正の観点から、引き続き適切な対策を講じること。

**【農林水産部】**

- 9 鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病問題については、県内への侵入は未然に防止しているものの、非常に深刻な課題であり、家畜伝染病予防法の改正も踏まえて、引き続き未然防止、検査体制、防疫体制の強化など必要な措置を講じること。

**【土木部】**

- 10 入札制度については、入札条件が厳しいため県内業者が入札に参加できなかった工事があるので、今後、競争の確保及び県内中小企業の振興、育成の観点から入札制度について検討すること。

**【教育委員会】**

- 11 育英資金貸付金等の未収金解消の取組みについては、従前に比べかなり改善されているが、今後とも、就労状況調査な

ど債権管理を徹底するとともに、非協力的な者については法的措置も含めて対策を講じること。

**【企業局】**

- 12 荒瀬ダム撤去に伴う経費については、地域自主戦略交付金等の活用や撤去費のコスト縮減により資金不足額が減少したが、なお資金不足は解消されていないことから、国に対して財政支援を強力に求めるとともに、企業局においても経営努力を行い、その解消を図ること。
- 13 阿蘇車帰風力発電施設については、電力供給実績は平成21年度から平成22年度にかけて、14.5%改善しているものの、依然として採算が取れない状況は変わらないことから、発電機器のトラブル防止に十分配慮しつつ、更に稼働率の向上を図ること。
- 14 有明工業用水道事業については、経営改善のため、竜門ダムの維持管理に係る経費負担等について国の財政支援を強く求めるとともに、関係部局との連携強化を図り、工業用水需要の確保など、抜本的な経営改善に努めること。

**【病院局】**

- 15 県立病院の医療の質の向上と更なる経営改善を推進するとともに、熊本大学等との連携により常勤医師の確保及び休止病棟の利活用を図ること。また、一般会計からの繰出金が減少するよう運営に努めること。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 この案について、御意見はありませんか。

○池田和貴委員 済みません、全体的なところでございます。

3ページにございます2段落目の「知事、各種委員会の長及び公営企業管理者におかれては、歳入面では、収入の確保、資産の活用、未収金の解消等に努めるとともに」と書いてございますが、この資産の活用の中で、県は、年間数千億のお金を扱うわけでございますが、この扱うお金の運用によって、やはりその利息とか、そういったものが生じております。

今回の決算委員会を通じて、私質問させていただきましたが、資金運用が、昨年が0.8ぐらいの運用実績だったのが、0.4ぐらいに実は落ちております。それで、数千万のやはり収入が少なくなっておりますので、この資産の活用の中にそれが入っているのかどうかわかりませんが、その資金の運用も、当然もう少し知恵を私は絞っていただいて、少しでも県の資金を活用しながらの収入増も会計の方には頑張っていたきたいということ、ぜひ書き加えていただきたいと思っております。

○藤川隆夫委員長 ほかには。

○早川英明委員 これは全般的なことですけれども、先ほど松田委員の方からもお話がございましたけれども、自治法の中で、会計年度がもう固定されているということでございますけれども、この点について、それを柔軟にするというのはなかなか難しいことかもしれないけれども、私は、ずっと第1回目から、この決算の中で、それぞれの部局の中で、この資料の2ページにもありますように、事業がそれぞれ不用額を出しているのが多いと、結局繰越額が相当多いというようなことで、特に農業関係、土木は多いということでもありますけれども、これはやはり単年度会計ということで、まずそれが一つの要因だ

ろうというふうに思いますが、やはり県全体を眺めてみますと、4月から3月で会計が終わっていい部もあるでしょうけれども、私は、土木とか農林部あたりは、それぞれ国とのかかわり合いもございますので——会計のその月を変えられはせぬわけですたいね。

実際、土木部とか農林部あたりは、その補助金というのは、22年度から大体全廃になって交付金という形でなされますけれども、その交付金そのものが、4月には来ずに、6月あるいは11月という、ずっと年度を通して1年間のその年の終わりに来るわけですね。そうすると、その金で3月いっぱい事業をせないかぬということになれば、当然繰り越しというのはかなり出てくるのは、これはもう当たり前のことであって、それをここで指摘をしても、私は、なかなかこの問題については、抜本的な解消がない限りは、毎年毎年同じ繰り返しじゃなかろうかなというふうな感じしております。

先ほどの不適正経理も、これもそれに私は絡んでくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこらあたりは、やはり熊本県独自ではできないとしても、やっぱり何か工夫をしていかんといかぬとじゃないかなというふうな気がいたしますけれども、ここではもう答弁とかなんとかはありませんけれども、私はそんな気がしますがね。

これは、毎年毎年、そういうあれで、この会計年度でいけば、この決算でどれだけ指摘しても、やむを得ぬ金が出るのがこれはもう普通ですよ。11月に補正が来る事業もありましょうし、そうしたら、12・1・2・3、4カ月ですよ。そうすると、もう大半が繰り越しですよ。だから、私は、この1年1年のサイクルをその部ごとにでもやっぱり決めてやったら、まだおたくたち会計もしやすいだろうし、そういう帳簿上もうまくいくんじゃないかなという、そのような思いがしましたから、もうここでは——ただ、私は、意見とし

て聞いてとってください。

○藤川隆夫委員長 何かありますか。意見という話だったけれども、田上会計課長、何かあるですか。先ほど言った地方自治法で決まっているみたいな話だったので、ここを変えればこれができるのかどうかを含めて。

○田上首席審議員兼会計課長 実は、この問題は、全国的な問題として、議題として上がっておりますし、それぞれ先生方の御意見もお伺いしました。

実は、国の方では、これについて検討しようという動きはございました。しかしながら、余りその後は進んでいないというふうに聞いております。ですから、もちろんこれは官庁会計、地方自治体だけじゃなくて、国も同じでございますので、そういう課題がある、問題があるということは国も十分認識しております。

しかしながら、なかなか法律改正なり——国は会計法、それから県の場合は自治法の改正とか、そういう法律改正がどうしてもネックになっているかというふうに私個人的には思っておりますけれども、ただ、あと確かに不用額も出ておりますし、それから、今回の経理処理の誤りも、やっぱり年度越え、そこがどうしてもネックになっているのは事実でございます。

あとは何らかの工夫をして、あるいはシステムチックにそこを回避するような手だてがないのかどうか、これから私どももそこは十分認識をして、検討することができる部分は検討していきたいと思っておりますし、システム的には、今回の提言にもございましたように、システムの見直し、システムの強化、組織的なチェック、そういうものが上がっておりますので、そこを十分検討していきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員長 ほかには何か。

○松岡徹委員 これはなかなか意見が一致せんかもしれぬけれども、決算だから、歳入をどう確保するために努力がされたかというのは大事な視点ですね。

ただ、決算委員会のときも、税務課長にも僕はちょっと聞いたように、それが、例えば国税徴収法の差し押さえ禁止財産との関係とか、換価の猶予とか、あるいは国税庁が出している通知による個々の実情に基づくとか、そういう点から見ると、やっぱり行き過ぎた徴収というのがかなり見られるわけですね。それは、本会議での総務部長答弁でも、その点については、そういった点もあったと認めているようなわけで、私が決算委員会の審議を通じて一つ感じたのは、そういった点を留意するというのはやはり大事な柱じゃないかなと思いますので、文言的にもそういったものを入れていただく必要があるんじゃないかなど。

また違った角度から、決算審査についての議長会の議員必携なんかを細かくチェックしてみると、例えば歳出の審査の留意事項のところ、幼児、老人、心障者などに対する福祉対策が十分に効果を上げているかとか、いわゆる地方自治体のやっぱり歳入、歳出だから、地方自治法第1条に基づく視点というのが、やっぱり大事な点が盛られているわけね。

最終的には、決算の討論で私なりの意見は述べようと思っておりますが、一応……（「討論のあつとね」と呼ぶ者あり）これはまだ後の話たい。

○藤川隆夫委員長 ということは、先生、結局、この委員会で報告をしますよね。それに対して、委員が討論というのは……

（発言する者あり）

○城下広作委員 全部名を連ねて議決したと

きにちょっと、名を連ねないかぬから……

○松岡徹委員 だけん、もちろん——きょう議決があるかと思ったけど……

○藤川隆夫委員長 きょうは議決は……

○松岡徹委員 ないからね。

○藤川隆夫委員長 それはしません。

（発言する者あり）

○城下広作委員 そういうときでしょうね、だけんやっぱり。ただ、本会議でどうだこうだというのはちょっと難しい……。

○藤川隆夫委員長 本会議ではどうなるのかなど。ちょっと調べてみますけれども、先生が委員外だったら、当然あってしかるべき話なんだけれども……

○松岡徹委員 それは当然できるんですよ。それは、自分が賛成したら反対討論はおかしいけれどもね。今度の本会議の……（発言する者あり）それはあなた方の同意は得られぬかもしれぬけれども、もちろん歳入の強化に努めるというのは大事なことでけれども、やはり行き過ぎもあると。

○藤川隆夫委員長 それはわかります。ただ、これは書くときに、行き過ぎたという書き方をすると、非常に逃げ道になる可能性があつとですよ。要は、払わぬでもよかという意識になってしまう可能性があるけん、やっぱりその部分はちょっと書き込むのは非常に難しいと思います。

○城下広作委員 そこはうまいところ、いわゆる適切にとか、いろいろ対処しようという形の意図がその部分ということなんでしょう、結局。

○藤川隆夫委員長 そうです。

○城下広作委員 行き過ぎというのを適切にとやると、何もかもとるという話じゃないよという、そこで大分逃げて、やんわりしたりしてですね。

○藤川隆夫委員長 一応は松岡委員の話はよくわかりました。（発言する者あり）それはよくわかるとるです、それは。

○松岡徹委員 言うとかんとな、それは。

○城下広作委員 意味はよくわかりますよ。

○藤川隆夫委員長 先生の言う意味はようわかるとですよ。

何かほかにあるですかね。よかですか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。いいですか。

これは、項目の数とかは、例年こんぐらいなものですか。15項目かな。

○井議事課課長補佐 去年は18でございます。

○松田三郎委員 まあ、ちょっとボリュームとか、もちろん前年度、例年どおりしてくださいという意味じゃないんですけれども、ちょっとボリューム的に、あるいは一つ一つもちょっとシンプル、淡白過ぎるかなという感じがして。

1つだけ、5ページの5、健康福祉部、確かにこういう発言をしましてし、もっともなことではありますが、発達障害については、発見、療育、支援が重要なことから、民間も含めた体制づくりに努める、これは、まあ不十分ながらそういう方向に今やっていると



でしょうから、もうちょっと何か、まあありきたりの表現で結構でございますが、引き続きとか、さらにとか、あるいは、ここに入れるのはどうかわかりませんが、民間もそうですが、県庁の中でも、例えば教育委員会も重要なポジションを占めるでしょうし、そういったところをちょっと膨らませて何か記述をしていただければと。あとは委員長に一任いたします。

○藤川隆夫委員長 わかりました。  
ほかには何か。

○淵上陽一委員 済みません、6ページの教育委員会のところは、文章的というようなことはあんまり私は思わないですけども、今回決算委員会に入らせてもらって、各部局で未収金の対策というのは本当に御苦労されながらやられているというのはよくわかったわけでありまして、また、景気も左右するというのはわかるわけでありましてけれども。

育英資金が平成17年度に県の方におりてきたと。当時は、育英貸与と修学貸与があったと。平成21年に、育英資金貸与の方は保証人が2人おられた、修学貸与の方は1人だったと、それで合わせて1人になったということで、今日まで見とったら、2人保証人の育英資金の方と1人の修学貸与では10%ぐらい違うということで、これが21年度に要は条例で決まって、22年度からでありますから、実際やはりここは、もちろんとることをしっかりやれということよりも、こっち側で、いや、もう保証人を2人つけようじゃないかとやった方が——10%上げるというのは、やっぱりなかなか今差が出ているだけでも、修学と育英で10%未収金の解消をするのが——もうはっきり分かれとるわけですから、24年、25年になってきたら、もっと大変になってくるだろうというふうに思っております。

ここは、もう一回しっかりその状況を見

て、まあ状況を見らぬでも、今の段階でもはっきりわかるとるわけでありましてから、今すぐ変えろということはできぬでしょうけれども、やっぱりそこら辺はこっち側でもとりやすく、とりやすくというか、貸すときのことをしっかりやってやるべきだろうというふうに思いますけれどもね。

○藤川隆夫委員長 確かに、今言った保証人を2人という話、確かにそうするととりやすくはなりますよね。ただ、保証人がなかなかつきづらい部分が逆にあるのかなという気もするんですよ。

○城下広作委員 委員長、そうなんですよ。保証人2人というのは、なかなか今なる人がいないという部分で、物すごく逆に今度は借りにくくなるという裏腹もあるんですよ。それは、かなり今保証人ではみんないろんなところで四苦八苦しています。1人なるのもやおいかと。2人になると、なおさらハードになって、2人の状況をクリアしなさいという、なかなか貸し付けの部分では足がとまってしまうというのは、これもやっぱりあるんですね。

○松岡徹委員 育英資金、これは、僕は、この前議案が出たので——実際行ってないで奨学金をもらっていたケースがありましたね。これを法的に措置をとるのは賛成したけれども、私がいろいろ取り扱ったというか、相談を受けたケースで、やっぱり今大学を出ても、やたらいい就職がないんですよ。また、あったとしても非正規でね。だから、何というか、返せない状況にある。けども、法的措置の通知が来るわけですか。

だから、このいわゆる非協力的なものについてはという、法的措置という限定つきではあるけれども、私は、まあこれもあなた方の同意は得られぬかもしれないけれども……（発

言する者あり)大体今世界の体制は、いわば給付型奨学金なんですよ。いわば貸与型で、利子までつけてという、この世界第3の経済大国で、まあそこまで言うちょっとあれだけれども、そういうのも確かだね、法的措置なんていうのは、やっぱり僕はちょっと同意できないので、一言意見としては申し上げておきます。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

この件に関しましても、いろんな意見があるようですので、文言の整理等をさせていただきながら、できれば、本当言うと全会一致で、全員の賛成をもって提出したいんですけども、そういうふうな方向へ努力はいたしたいと思っておりますけれども……(発言する者あり)まあ、確かに非常にバランスがやっぱり難しいと思うんですよ。結局、その線引きが非常に難しいと思います。だから、それを文言でどういう形で整理するかというと、さらにこれをちょっと——非常に難しくかつすよね。だから、その部分を含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○池田和貴委員 文言の部分で、6ページなんですけど、企業局、「荒瀬ダム撤去に伴う経費については」云々というのがございます。この3行目、「国に対して財政支援を強力に求めるとともに」とありますが、これは、当議会は、約束の履行を求める意見書を採択しているんですよ。

○藤川隆夫委員長 そうです。

○池田和貴委員 そう考えると、ここの表現は……

○藤川隆夫委員長 変えたがよかね。それは賛成。

○池田和貴委員 もう少し変えた方がいいんじゃないかと私は思っているんですけどもですね。

○藤川隆夫委員長 はい、了解しました。

それともう1点、私からあるのは、電子申請システムのところで「費用対効果は大幅に改善」と、大幅には改善しとらぬと思うとすよね、大体。これは改善したというのは、全然使っていないところに比べて大幅に改善しただけの話であって、システム的には、この費用対効果が大幅に改善とは言えないと思うので、これは削除したいんですけどもね。改善はされているがということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ほかに何かありますか。よかですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、本日の審議の結果を踏まえて、次回の委員会で委員長報告(案)を提案することといたします。

今回は、第9回委員会となりますが、11月29日火曜、本会議終了後ただちに開会し、決算の認否及び委員長報告(案)の審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして第8回決算特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長